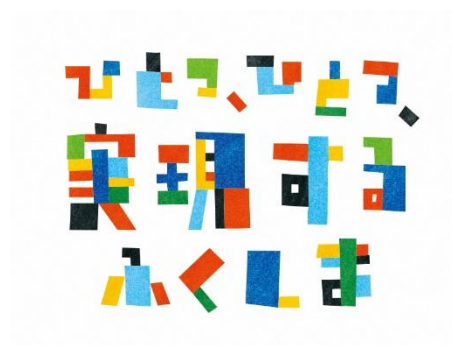


福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費
（再生可能エネルギーに係るもの）
（福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業）

補助事業者公募要領

申請受付期間：令和8年5月18日（月）～6月1日（月）



令和8年度

福島県商工労働部次世代産業課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

電話：024-521-8286

FAX：024-521-7932

I. 制度の概要

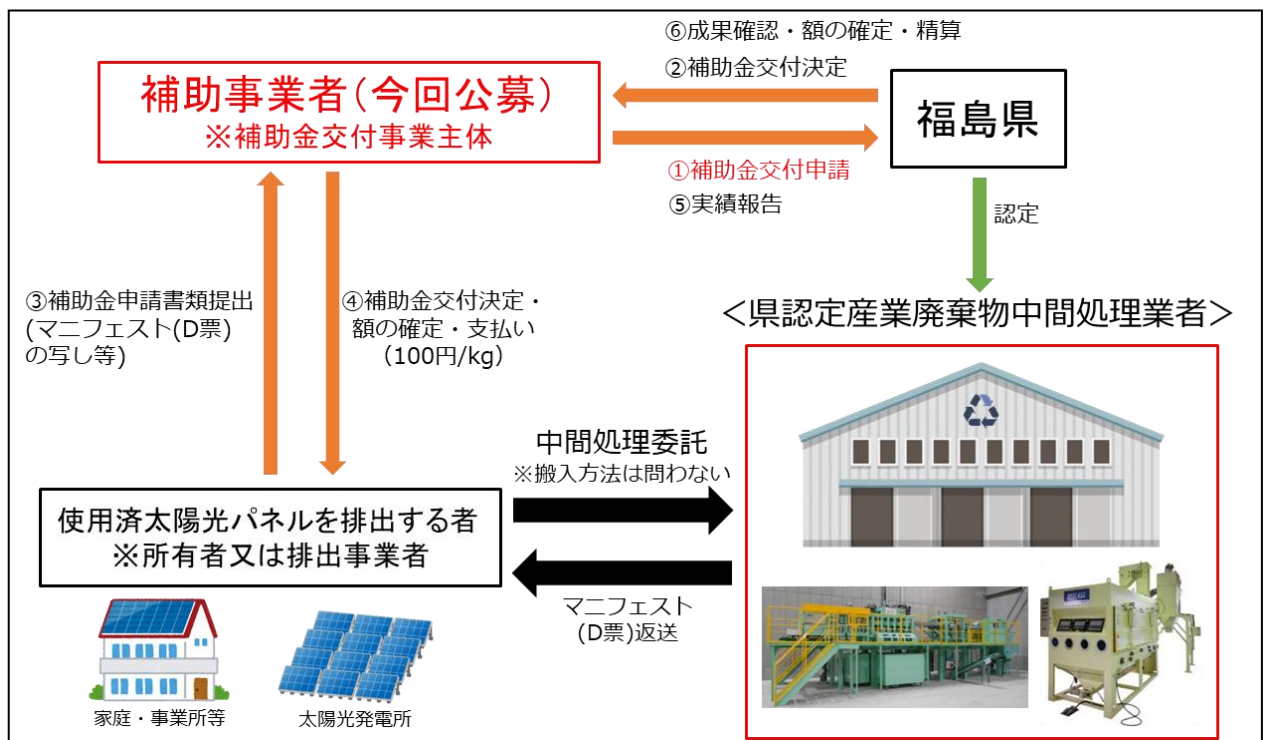
1 趣旨

県内に導入された太陽光パネルの適切なリサイクルを推進するため、県が実施する「PV パネルリユース・リサイクル推進モデル事業」の一環として、知事が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）が行う「福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業」に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 対象となる事業

補助事業者が県内で発生する使用済太陽光パネルのリサイクル処理を推進するために、使用済太陽光パネルを排出する者に対してリサイクル処理費用の一部を補助する事業を行う場合に、予算の範囲内で補助金を交付するものとします。

事業イメージは以下のとおり。



※補助事業者は、使用済太陽光パネルを排出する者が県認定産業廃棄物中間処理業者に委託し、県内から排出された使用済太陽光パネルのリサイクル処理を行う場合に、補助金を交付するものとします。

※マニフェスト・・・産業廃棄物管理票

3 補助金の区分等

補助金の区分、補助対象経費の内容及び補助率は次のとおりとします。

補助金の区分等

区分	補助対象経費の内容	補助率
事業費	補助事業者が使用済太陽光パネルを排出する者に対して、リサイクル処理費用の一部を補助する事業に要する経費。 ただし、補助事業者による補助の金額は使用済太陽光パネルの重量(kg)に100円を乗じて得た額とし、補助上限額は1件につき50万円とする(太陽光パネルのリサイクル処理を目的に、県が別途認定する産業廃棄物中間処理業者へ使用済太陽光パネルの処理委託を行う場合に限り)。	10分の10以内
事務費	事業を行うために要する事務経費であり、次に掲げるもの。 ・旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、事務人件費	10分の10以内

前表に掲げるものであっても、次に掲げる経費については、対象経費から除きます。

ア 補助金の交付決定日の属する年度の2月末日までに支払いが完了しない経費。

イ 補助事業を実施するために直接必要な費用と認められないもの。

なお、事業執行に当たっては、経済産業省が公開している補助事業事務処理マニュアルを参考に、経理処理等を行うこととします。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

4 対象者

(1) 対象者は、県内に主たる事務所を置く法人格を有する団体等であって、産業廃棄物の適正処理等の推進を行うものとしします。

(2) 対象者は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。

ア 補助事業を的確に遂行するため、十分な体制が構築されていること。

イ 補助事業を的確に遂行するため、当該分野に関連する事業の実績又は知見を有すること。

(3) 本補助事業は、いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。

5 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から最長で当該年度の2月26日(金)までとします。

6 補助事業終了後の実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業終了後、実績報告書を提出しなければなりません。

7 採択件数及び補助上限額

補助金の採択件数は1件（1者）、補助上限額は **7,850千円**とします。

8 補助金の支払方法

補助事業の補助対象経費の支払いを証明する書面（振込票、領収書等）を確認し、補助金の額の確定後に補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができます。

9 補助事業者の義務

補助事業者は、先に掲げた補助事業終了後の実績報告書の提出の他に、次に掲げる義務を負います。

- (1) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の当初の経費配分や事業実施内容に変更が生じる場合（軽微な変更を除く）、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合には、予め県の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業により作成した書類及び関係書類を整理し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。

10 審査方法

- (1) 県が設置した審査会において書面審査を行い、1者を採択します。
- (2) 採択に当たっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断しますので、計画書等作成の際にご留意ください。

ア 補助事業の理解度

- ・補助事業の趣旨に沿った事業計画となっているか。

イ 補助金交付団体としての適格性

- ・産業廃棄物の適正処理に関する理解があり、補助事業の遂行に必要な組織体制となっているか。
- ・補助金交付事業の経験・実績や、補助金交付事務の経験のある者の配置があるか。

ウ 経費計上の妥当性

- ・対象経費の計上について妥当性があるか。

11 公募期間

令和8年5月18日（月）～ 6月1日（月） ※申請受付期間

審査後、その結果（採択又は不採択）を申請者あてに通知することとします。

なお、採択の場合には、併せて交付決定を行い、補助事業開始となります。

12 その他

採択となった場合には、事業者名、所在地等を公表しますので、あらかじめご了承願います。また、この補助金の交付決定等に関する情報（交付決定日、交付決定先、法人番号、

交付決定額) が国によりオープンデータとして公表される場合があります。

Ⅱ. 申請に必要な書類等

以下の書類を申請受付期間内に「1部」提出してください。

- 1 補助金交付申請書(第1号様式)
※補助金交付規程様式
- 2 事業計画書(別紙1)
※補助金交付規程様式
- 3 補助事業に要する経費内訳書(別紙2)
※補助金交付規程様式
- 4 実施体制図(別紙3)
※補助金交付規程様式
- 5 暴力団排除に関する誓約書
※本募集要領様式
- 6 役員一覧
※本募集要領様式
- 7 団体規約又は定款
※写し可

【本事業に関する問い合わせ先及び書類提出先】

福島県商工労働部次世代産業課

〒960-8670(県庁専用郵便番号)

福島市杉妻町2-16

電話 024-521-8286

FAX 024-521-7932

電子メール kankyo-recycle@pref.fukushima.lg.jp

募集案内ホームページ

<p>https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/pv-reuse-recycle/2026model.html</p>
--

様式等は、ホームページからダウンロードすることができます

